

# 第2期三原市地域公共交通網形成計画 -概要版-

令和2(2020)年3月 三原市

## ■本計画の目的

三原市では、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19(2007)年施行)」に基づき、平成27(2015)年3月に「三原市地域公共交通網形成計画」(以下「第1期計画」といいます。)を策定し、市民協働による利便性が高く持続可能な地域公共交通体系の構築を基本理念に、具体的な施策や事業に取り組んできました。

一方で、従前から続く市の人口減少・高齢化は一層進行し、さらには交通事業者の乗務員

不足が運行サービス維持を阻害するまでに深刻化しているなど、地域公共交通を取り巻く環境は厳しさを増しています。

こうした状況を踏まえ、「第2期三原市地域公共交通網形成計画」は、これまで推進してきた第1期計画の基本的な考え方を踏襲するとともに、将来の本市の姿を見据えて、持続可能な地域公共交通体系の形成を図ることにより、市民生活の利便性と福祉の向上に資することを目的とします。



※「地域公共交通網形成計画」とは  
 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19(2007)年10月1日施行)に基づく法定計画であり、地方公共団体が先頭に立って、まちづくりと連携して、持続可能な地域公共交通ネットワークを実現するための計画です。

# ■本計画の概要

## 1. 地域公共交通網の形成に関する基本的な方針

本市における地域公共交通体系の形成に向けた基本理念及び基本方針を次のように定めます。

### 基本理念

**市民協働による利便性が高く持続可能な地域公共交通体系の維持・充実**

### 基本方針

- ① 地域資源である既存の地域公共交通のサービス持続
- ② 市民ニーズ及び効率性を考慮した地域公共交通体系の維持・充実
- ③ 市域の一体性を強化する地域公共交通体系の維持・充実
- ④ 市民協働を含む関係者の連携による地域公共交通を守り育てる活動の推進
- ⑤ 社会情勢や技術動向の変化に対応できる地域公共交通体系づくり

## 2. 対象区域

本計画の対象区域は、**三原市全域**です。

## 3. 本計画の目標

### 目標1 機能集約されたコンパクトなまちづくりを支える地域公共交通の維持・充実を図る

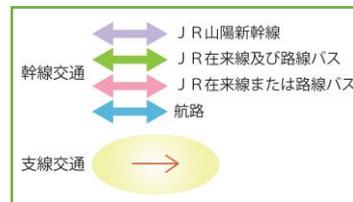
本市の地域公共交通を、都市軸に該当する「幹線交通」、幹線交通を補完して各地域の移動ニーズに対応する「支線交通」の2つの機能に分担して、その維持・充実を図ることで、機能が集約されたコンパクトなまちづくりを支える。

### 目標2 人口減少・高齢化社会において市民生活を支える移動手段を確保する

人口減少、高齢化が急速に進む本市において、効率化・健全化の観点から既存の地域公共交通の改善（移動モードの転換含む）を図るとともに、多くの市民に活用される敬老優待乗車証（乗船券）の交付事業の継続やドア・ツー・ドアで運行するデマンド型乗合タクシーの導入など、特に高齢者の移動支援策の維持・充実を図ることで、安心できる市内での暮らしを支える。

### 目標3 地域公共交通を守る市民意識の醸成と利用環境整備を推進する

市民一人ひとりが、鉄道、航路、路線バス、地域コミュニティ交通等の地域公共交通の重要性を認識し、自分達で守るといった意識醸成を図るとともに、地域公共交通が利用しやすい環境づくりを推進する。

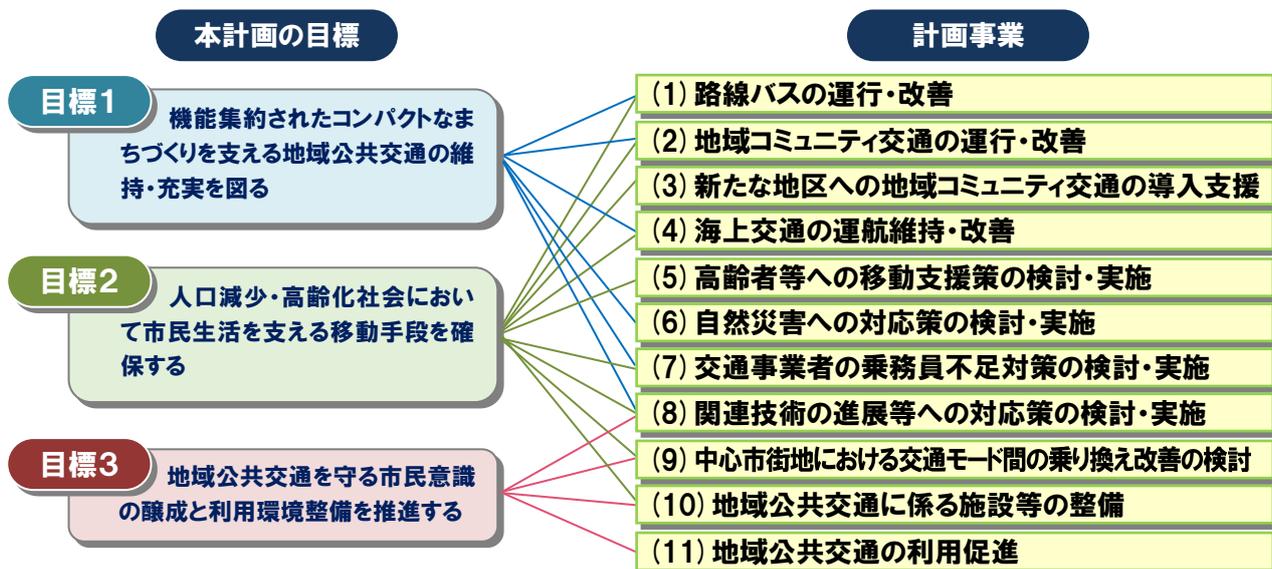


注) 概念を示した図であり、具体的な経路やエリアを示すものではありません

将来のまちづくりを支える地域公共交通の役割（概念図）

## 4. 計画の事業

本計画では、基本理念・基本方針に従うとともに、3つの目標を達成するために、地域公共交通の運行や乗り換え改善、利用促進を図るための事業などを掲げています。



### (1) 路線バスの運行・改善

事業概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>○路線バスの運行を継続実施</li> <li>○定期的に運行状況について検証を実施</li> <li>○検証の上、必要性が確認できれば路線改善を検討・実施</li> </ul>
実施主体	民間バス事業者、三原市



### (2) 地域コミュニティ交通の運行・改善

事業概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域コミュニティ交通の運行を継続実施</li> <li>○利用者などの意見等に応じ、関係者との調整が整えば、サービス改善を検討・実施</li> <li>○定期的に運行状況について検証を実施</li> <li>○検証の上、必要性が確認できれば路線改善を検討・実施</li> </ul>
実施主体	交通運営主体（地域住民団体等）、三原市

### (3) 新たな地区への地域コミュニティ交通の導入支援

事業概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>○仕組みの周知を推進</li> <li>○新たな地区住民より地域コミュニティ交通の導入要望があり、かつ諸条件が整った場合に導入を支援</li> </ul>
実施主体	交通運営主体（地域住民団体等）、三原市

### (4) 海上交通の運航維持・改善

事業概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>○海上交通の運航を継続実施</li> <li>○利用者などの意見等に応じ、必要性が確認できればサービス改善を検討・実施</li> </ul>
実施主体	民間航路事業者、三原市



### (5) 高齢者等への移動支援策の検討・実施

事業概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市が、地域の課題等を協議する場に参加し、地域公共交通に関するニーズや課題を把握</li> <li>○運転免許証の返納促進に資する周知や支援策の検討・実施</li> <li>○高齢者、障害者がバスや海上交通を利用する際の優待交付事業の継続実施</li> </ul>
実施主体	三原市、広島県警察、関係団体

### (6) 自然災害への対応策の検討・実施

事業概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>○頻発する自然災害に対して、地域公共交通に係る被害を抑制し、かつ迅速に復旧できるように、平時より可能な備えを推進</li> </ul>
実施主体	関連交通事業者、三原市

### (7) 交通事業者の乗務員不足対策の検討・実施

事業概要	○交通事業者における深刻な乗務員不足に対して、関係主体全体の問題と捉え、市広報紙等を活用したPR等、可能な事業を検討・実施
実施主体	関連交通事業者、三原市

### (8) 関連技術の進展等への対応策の検討・実施

事業概要	○新しい関連技術の動向等について情報収集するとともに、可能な事業を検討・実施
実施主体	関連交通事業者、三原市

### (9) 中心市街地における交通モード間の乗り換え改善の検討

事業概要	○三原駅周辺の結節機能を維持するため、各交通モード間の乗り換え時間の短縮化・改善について検討・実施
実施主体	関連交通事業者、三原市

### (10) 地域公共交通に係る施設等の整備

事業概要	○市民や利用者からの要望が高い地域公共交通関連施設等の整備を推進
実施主体	関連交通事業者、三原市

### (11) 地域公共交通の利用促進

事業概要	○市民への適切な情報提供や利用意欲向上に繋がる取組など、地域公共交通の利用促進に係る事業を検討・実施 ○特に観光客への公共交通利用を促す事業を検討・実施
実施主体	関連交通事業者、地域住民団体、三原市



## 5. 計画の評価

本計画の評価は、三原市地域公共交通活性化協議会（学識経験者、住民・利用者代表、交通事業者、国、市、警察等が参加する協議組織）が、毎年度、進捗状況や実施事業に対して実施します。また、計画期間の最終年度には、本計画全体の取り組みに対する評価や課題検証等を行い、次期計画策定につなげることを想定しています。

## 6. 計画期間

本計画の計画期間は、**令和2（2020）年度～令和6（2024）年度**の5年間です。

事業名		令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
(1) 路線バスの運行・改善	・路線バスの運行を継続実施	■	■	■	■	■
	・運行状況について検証	■	■	■	■	■
	・路線の改善を検討・実施	■	■	■	■	■
(2) 地域コミュニティ交通の運行・改善	・地域コミュニティ交通の運行を継続実施	■	■	■	■	■
	・運行状況について検証	■	■	■	■	■
	・路線の改善を検討・実施	■	■	■	■	■
(3) 新たな地区への地域コミュニティ交通の導入支援		■	■	■	■	■
(4) 海上交通の運航維持・改善	・海上交通の運航を継続実施	■	■	■	■	■
	・サービス改善を検討・実施	■	■	■	■	■
(5) 高齢者等への移動支援策の検討・実施		■	■	■	■	■
(6) 自然災害への対応策の検討・実施		■	■	■	■	■
(7) 交通事業者の乗務員不足対策の検討・実施		■	■	■	■	■
(8) 関連技術の進展等への対応策の検討・実施		■	■	■	■	■
(9) 中心市街地における交通モード間の乗り換え改善の検討		■	■	■	■	■
(10) 地域公共交通に係る施設等の整備		■	■	■	■	■
(11) 地域公共交通の利用促進		■	■	■	■	■

■ 期間を通じて実施  
■ 必要な時期に実施